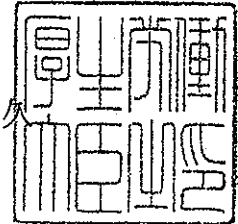


厚生労働省発食安第0913013号
平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン



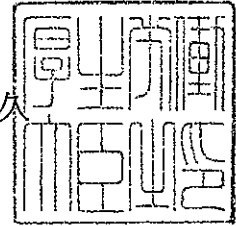
厚生労働省発食安第0913001号

平成17年9月13日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

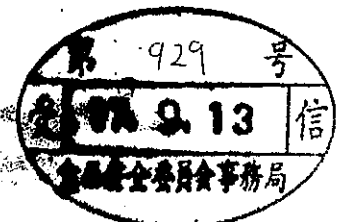
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成16年10月29日16消安第5870号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

エンロフロキシシン



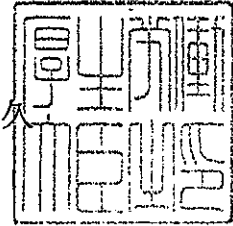
厚生労働省発食安第0913002号

平成17年9月13日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成16年10月29日16消安第5870号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

オフロキサシン



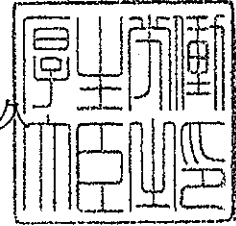
厚生労働省発食安第0913003号

平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

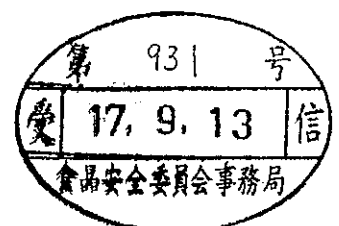
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成16年10月29日16消安第5870号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

アンピシリンナトリウム



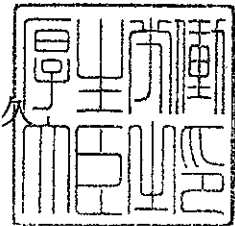
厚生労働省発食安第0913004号

平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

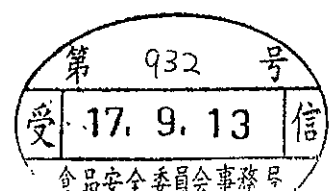
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成16年10月29日16消安第5870号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

チアンフェニコール



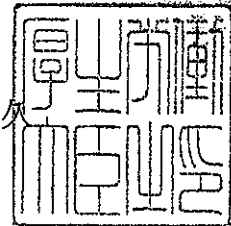
厚生労働省発食安第0913005号

平成 17 年 9 月 13 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成16年10月29日16消安第5870号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

フルニキシメグルミン



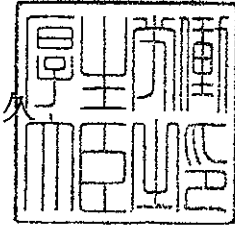
厚生労働省発食安第0913006号

平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

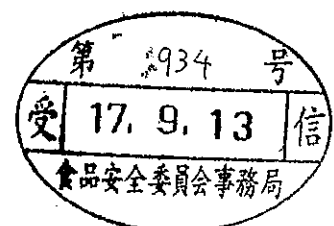
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年3月11日・16消安第9969号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ドラメクチン



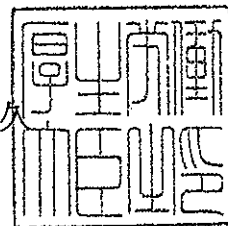


厚生労働省発食安第0913007号
平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年3月11日16消安第9969号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

フロルフェニコール



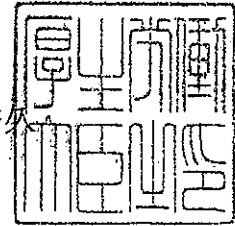
厚生労働省発食安第0913008号

平成17年9月13日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

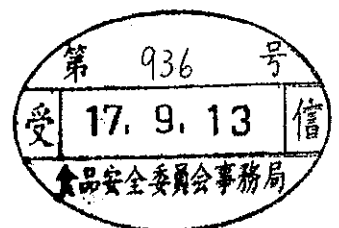
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年4月11日17消安第66号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

セフトオフル



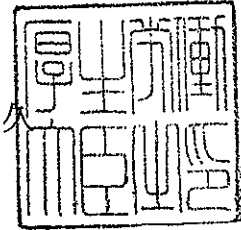


厚生労働省発食安第0913009号
平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

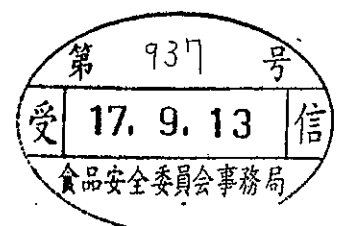
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月23日府食第821号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年6月7日17消安第2310号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

プラジクアンテル





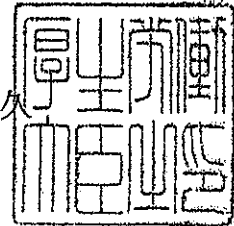
厚生労働省発食安第0913010号

平成 17 年 9 月 13 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月30日府食第487号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年8月5日17消安第4663号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ホスホマイシンナトリウム



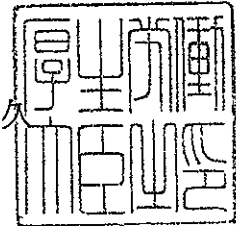


厚生労働省発食安第0913011号
平成 1 7 年 9 月 1 3 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月30日府食第487号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年8月5日17消安第4663号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. スルファメトキサゾール
2. トリメトプリム





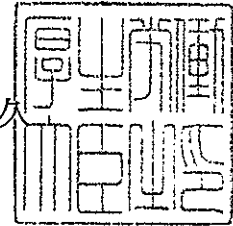
厚生労働省発食安第0913012号

平成17年9月13日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月30日府食第487号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年8月5日17消安第4663号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. セファピリンベンザチン
2. セファピリンナトリウム



各専門調査会別案件の処理状況

(平成17年9月15日現在)

専門調査会名	既要請品目				備 考
		評価終了	意見募集中	処理中	
添加物	63(6)	33(4)	1	29	
農薬	146(9)	29(4)	1	116	
うち清涼飲料水	93	0	0	93	
動物用医薬品	74(28)	38(5)	1	22	(新規13件)
化学物質	0	0	0	0	
汚染物質	50	1(1)	0	49	
うち清涼飲料水	48	0	0	48	
器具・容器包装	4	4(1)	0	0	
微生物	2(1)	1(1)	0	1	
ウイルス	0	0	0	0	
微生物・ウイルス合同	1	1	0	0	
プリオン	10(2)	7(2)	0	3	
かび毒・自然毒等	3	3(1)	0	0	
遺伝子組換え食品等	29(5)	15(5)	3	11	
新開発食品	50(1)	40(7)	1	9	
肥料・飼料等	8(1)	7	0	1	
動薬・肥飼料合同	1	0	0	1	
合 計	441(53)	179(31)	7	242	(+13)

(注)： 1 カッコ書きは、平成17年度における処理状況であり、内数である。

2 清涼飲料水の規格基準の改正に関して、93種の農薬及び48種の汚染物質の評価を要請されているため、農薬専門調査会及び汚染物質専門調査会にそれぞれ計上してある。

3 意見募集と併行して評価決定を決定した案件があるため、内訳と合計が一致しない場合がある。

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

(平成17年9月15現在)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水 48 種の汚染物質及び 93 種の農薬
	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保 ※
15/ 8/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
15/ 8/ 5	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
15/10/ 8	厚	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
15/10/20	厚	添加物 ナイシン
15/10/29	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース、稲から生まれた青汁
15/10/30	厚	遺伝子組換え食品等 SP990(リパーゼ)、SP572(ペクチナーゼ)、BRG-1(α -アミラーゼ)、SPEZYME FREDTM(α -アミラーゼ)
15/11/17	厚	農薬 オキサジアルギル
15/11/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
15/12/26	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド
16/ 2/ 3	厚	農薬 オリサストロビン
16/ 2/13	厚	農薬 メコナゾール
16/ 5/28	厚	特定保健用食品 ガルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/ 8/ 3	厚	農薬 チアメトキサム、フルフェノクスロン
16/10/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン
16/10/15	厚	添加物 酢酸 α -トコフェロール(d体及びdl体に限る。)

注1:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/10/29	農	動物用医薬品 ・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)、・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)、・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)、・ フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体(バナミン)及び馬の消炎鎮痛剤(バナミン注射液5%)
16/11/ 2	厚	農薬 フロニカミド、クロルピリホス
16/11/26	厚	添加物 加工デンプン(アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。)
16/12/ 1	厚	農薬 アゾキシストロビン
16/12/ 3	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)
16/12/ 6	厚	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トモロシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トモロシ MON810 系統を掛け合わせた品種、マルチフェクト キシラナーゼ
16/12/16	-	微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること ◎
16/12/20	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/ 1/31	厚	添加物 ネオテーム、次亜塩素酸水
17/ 2/14	厚	農薬 ペノキスラム、ジコホール
17/ 3/ 1	厚	農薬 ノバルロン
17/ 3/11	農	動物用医薬品 ・ ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス) ・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール 200 注射液)及び豚の注射剤(フロロコール 100 注射液)
17/ 3/28	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム、リン酸－水素マグネシウム

注1:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

注2:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 4/ 1	厚	農薬 フルベンジアミド、シロマジン
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/4/11	農	セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)
17/4/26	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
17/5/24	厚 農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について
17/6/7	農	プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサル、ハダクリーン)
17/6/14	厚	農薬 シアゾファミド
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/ 6/28	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 に関する措置
17/ 6/28	農	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/ 7/26	厚	農薬 ルフェヌロン、ピフェントリン
17/ 8/ 1	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
17/ 8/ 3	厚	農薬 フェンヘキサミド
17/ 8/ 5	厚 農	動物用医薬品 ○ ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注100)、○ 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)、○ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))、○ チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)、○ スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、○ セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPDアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)、○ 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチーム)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム
17/ 8/22	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/ 8/22	厚	コエンザイムQ10 ※
17/ 8/23	厚	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
17/ 8/25	厚	農薬 スピロメシフェン、1-メチルシクロプロペン、ボスカリド
17/ 8/26	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)成けい酸加里肥料
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 ①マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン、②エンロフロキサシン、③オフロキサシン、④アンピシリンナトリウム、⑤チアンフェニコール、⑥フルニキシ ンメグルミン、⑦ドラメクチン、⑧フロルフエニコール、⑨セフトオフル、⑩プラジクアンテ ル、⑪ホスホマイシンナトリウム、⑫スルファメトキサゾール、トリメプリム、⑬セファピリン ベンザチン、セファピリンナトリウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
17.4.28 ～5.25	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40、「大豆イソフラボンの安全性評価について(案)」★
17.8.18 ～ 9.14	添加物 ブタノール ★
17.8.18 ～ 9.14	農薬 ピラクロストロビン ★
17.8.18 ～ 9.14	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統 ★
17.9.1 ～ 10.3	遺伝子組換え食品等 α -アミラーゼ LE399
17.9.8 ～ 10.5	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NB1))

注1: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

注2: ★の案件についての意見募集は終了した。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
	厚	かび毒 パツリン
15/ 7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/ 8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/ 9/ 4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/ 9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/ 9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドランジド
15/ 9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/ 1/15	厚	農薬 ビリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入
16/ 2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マイNZ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/ 2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/ 2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりびブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/ 3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/ 3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/ 3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/ 3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性
16/ 3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装
16/ 4/ 8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/ 4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/ 4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/ 5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/ 5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/ 5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/ 5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/ 6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海藻 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/ 6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/ 6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品
16/ 6/24	厚	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/ 6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/ 7/ 2	厚	添加物 アカネ色素
16/ 7/ 8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/ 7/22	厚	農薬 エチプロール
16/ 7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/ 7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/ 9/ 2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
16/ 9/ 2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 9/ 9	厚	添加物 プロパノール
16/ 9/ 9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/ 9/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/ 9/ 9	厚 農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ◎
16/ 9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶
16/10/ 7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉬さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/ 4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/ 4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクタパミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサラーソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/ 2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚パストレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりびブリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/ 2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/ 9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/ 9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/ 9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/ 1/ 6	厚	農薬 ビフェナゼート

注:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 1/ 6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)」、・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、・ 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、・ パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキシイド(豚パストツレラトキシイド“化血研”)、・ 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、・ 前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 ・ ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン2品目)、 ・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膣内挿入剤(イージーブリード)
17/ 1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/ 1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/ 1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) 、・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/ 1/31	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/ 2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/ 3/ 3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/ 3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/ 3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/ 3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/ 3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/ 3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/ 4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/ 4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/ 5/ 6	厚	添加物 ナタマイシン
17/ 5/ 6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し
17/ 5/ 6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について
17/ 5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルドミント、アミールS 健康野菜100
17/ 5/19	農	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用ブルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/ 5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルバックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/ 5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/ 5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/ 6/ 9	厚 農	動物用医薬品 豚ボルテテラ感染症不活化・パストレラ・ムルタトキソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/ 7/ 7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒
17/ 7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%)
17/ 7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/ 7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/ 7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること ※
17/ 8/ 4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/ 8/ 4	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/ 8/ 4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/ 8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/ 8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/ 8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統

注： ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

(次頁あり)

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚 農 環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方